

ものづくりの国際競争力を担う中小企業の技術力強化について(案)に対する意見の概要とそれに対する考え方

提出者: 中小企業関係団体、事業者

提出方法: 電子メール

| 意見提出者 | 提出意見概要 | 基本的考え方 |
|----------|--|---|
| 中小企業関係団体 | P7「4.(1)支援に当たっての基本原則と支援対象」について 潜在的な能力を有する中小企業を対象にするのは賛成だが、中小企業の中には、自社の潜在的な能力に気がつかない企業が多いため、中小企業をよく知る第三者である商工会などの中小企業支援機関が、セミナー開催や専門家派遣等を通じて気づきを与えるべき。 | ご指摘のとおり、自らの強みを十分に認識出来ていない中小企業が存在する可能性があり、報告書においてもその旨を指摘しているところ。技術別指針は、技術を有する中小企業に対してその技術の新たな適用事業分野に関する情報を提示する機能も有するものであり、かかる指針の普及・活用の促進や中小企業における人材育成、各種中小企業支援機関におけるコンサルティング等の施策を適切に実施し、個々の事業者の強みが経営に生かされるように支援を展開していく所存。 |
| 事業者 | P7「4. 基盤技術を担う中小企業への支援の在り方」について 支援策が、その策を受ける企業の負担にならないよう、また形式だけの支援でない、受ける側の本当に自立に役立つ支援をお願いしたい。 | 事業者には、支援実施の公正性を確保するための手続に対して適切に対応していただく必要があるが、事業者の事務負担を最小限にするとの観点で踏まえ、手続は必要不可欠なものに限定し、過度な負担を強いることの無いように十分に留意したい。 |
| 事業者 | P7「4.(1)支援に当たっての基本原則と支援対象」について 現実の問題として、先端的な工作機械や先端的な測定器を有している、人間的にも余裕のある企業が、つまり財務に余裕があるところが支援すべき対象になる可能性が高いように思える。先端設備や十分な従業員を有する企業が優先的に対象となるのではなく、潜在的に高度の加工技術を有し、またその技術に関して確固とした理論的裏づけや、豊富な経験を有する技術者が存在する、あるいはそういった方向に強い信念をもって経営をしているところを支援の対象にするべき。 | 今般の施策は、既に先端的な工作機械等を有している企業のみならず、ご指摘にある潜在的に高度な加工技術を有し、前向きな取組に挑戦する事業者を支援するものであり、かかる点を踏まえ、実際に政策を遂行していく所存である。 |
| 事業者 | P10「4.(3) 基盤技術に関する将来ビジョン・高度化戦略の策定」について 技術別指針には日本企業に限って実施する、或いは適用するという条件をつけるべき。また、指針には守秘義務を破るなどの倫理面で問題が起きないような、歯止めを配慮しておく必要もあるのではないかと。 | 技術別指針は一般に公開されるものであり、その内容を日本企業のみ限定して開示するものではないが、技術別指針での記述は個別具体的な契約事項に記載される程度の具体性の高いものではない。また、個別事業者が指針を踏まえて実際に行う技術の高度化の取組の中身は、一般に公開されるものではなく、他の事業者と共同して研究開発を行う場合等には契約において必要な守秘義務等の措置が図られるものと考えている。なお、ご指摘にある企業退職者による企業秘密の漏洩等については、不正競争防止法の改正等により対応を行ってきているところ。 |
| 中小企業関係団体 | P11「4.(3) 「技術別指針」の普及・活用の促進」について トップレベルを目指す中小企業に「技術別指針」が広く周知され、その事業活動に利用されるためには、商工会などの中小企業支援機関が、関係省庁、地方自治体と連携し、普及・活用の促進を図ることが効果的な周知になると考えられるので、この連携体制を整備すべきである。 | 技術別指針は中小企業に広く周知されることが重要であり、報告書に記載されているとおり、関係省庁間での連携や地方自治体、中小企業支援機関など様々な主体との強力を通じて、その普及と活用の促進を図っていく所存。 |
| 中小企業関係団体 | P11「4.(3) 川上・川下企業間のネットワーク構築」について 「逆見本市」は有効であるが、リアルなマッチングだけにとどまらず、地方の中小企業を考慮すれば、インターネットを使ったバーチャルなマッチングも有効な手段として加えるべきである。 | 川上・川下企業間のネットワーク構築の具体的な手法については、実際に事業者が集う「逆見本市」のような仕組みから、ご指摘にある「技術の活用など様々な手法が考えられるところ。ご指摘を踏まえて、今後の詳細な精度設計において効果的な手法を検討して参りたい。 |
| 事業者 | P13「4.(3) 事業環境の整備、知的資産の活用支援について 「知的資産」という用語が使われているが「知的財産」「知的財産権」という用語が見られない。「知的資産」という用語はブランド等まで含めた新しい概念であるが、中小企業の「知的資産」において「知的財産」「知的財産権」が果たすべき機能とその実現のための政策課題を明示して欲しい。「内閣知的財産推進本部の中小企業知的財産計画の実施案」という立場での対策記述を要望する。 | 特許権等の知的財産がものづくり中小企業の経営にとって極めて重要であることは十分に理解しており、報告書においても権利化に向けた支援の必要性を指摘しているところ。また、今般の施策も、内閣知的財産推進本部による計画等に沿った形で、知的財産を含めて知的資産の活用支援を行う予定である。 |

事業者

P13「4.(3) 事業環境の整備」の知的資産の活用支援について
「知的資産に関する具体的な施策」の記述に具体性を持たせて欲しい。例えば、全国3000あまりの商工会・商工会議所に配置されている約7000名の中小企業経営改善普及員の増員など、具体的対策を記述して欲しい。

中小企業における知的資産活用に向けた支援については、特許権等の財産権として権利化すべきもの、一般に公開されることを避けてノウハウとして活用すべきものを区別する判断に当たってのアドバイスや、権利化に当たっての手続面等での支援等を講じていく予定。具体的には、全国の商工会・商工会議所を「知財駆け込み寺」とし、知財の課題に関する相談窓口として整備・拡充する予定。また、中小企業基盤整備機構等の中小企業支援機関における専門家を通じた相談業務等、今後も知的財産の重要性を踏まえて適切な施策についても展開していく予定。